

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2019 年 12 月(2019.11.19～2019.12.16)

法令情報

1. 労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件

＜厚生労働省告示第 191 号＞(2019. 12. 5 公布、2020. 1. 1 適用開始)

10月の意見募集 1. が公布されました。三酸化モリブデンを事業場において2020. 1. 1～12. 31の期間に製造又は取り扱った(500kg以上が対象)場合、2021. 3. 31までに有害物ばく露作業報告を提出する必要があります。

当該物質を500kg以上製造または取り扱う事業者は報告する必要があります。

＜参考＞ 厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07834.html

2. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の

報告等に関する命令の一部を改正する命令

＜内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第 4 号＞(2019. 12. 16 公布、同日施行)

電子情報処理組織を使用した届出に係る参照法令(行政手続オンライン化法)の改正に伴う条項修正の改正です。

3. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の

一部を改正する省令 ＜財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第 2 号＞(2019. 12. 13 公布、2019. 12. 16 施行)

電子情報処理組織を使用した届出に係る参照法令の改正に伴う条項修正等の改正です。

4. 消防法施行規則の一部を改正する省令 ＜総務省令第 63 号＞(2019. 12. 13 公布、2019. 12. 14 施行)

防火対象点検資格、消防設備点検資格及び防災管理点検資格の資格喪失要件に係る規定(成年被後見人に係る事項の見直し)に関する改正です。

5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第 3 号＞(2019. 12. 13 公布、2019. 12. 14 施行)

特定事業者が自ら再商品化を実施する際の認定に係る実施者の基準(成年被後見人に係る事項の見直し)に関する改正です。

6. 特定家庭用機器再商品化法施行規則 及び 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の

一部を改正する省令

＜経済産業・環境省令第 6 号＞(2019. 12. 13 公布、2019. 12. 14 施行)

製造業者等が再商品化・再資源化を行う際の実施者の基準(成年被後見人に係る事項の見直し)に関する改正です。

一般情報

1. フロン排出抑制法の 2018 年度の施行状況の調査結果を公表します (2019. 11. 28 環境省)

2018 年度、第一種特定製品管理者に対する立入検査は 1470 件(前年度比+382)、内 216 件(同+152)に指導・助言等が出され、前年度に比べ大幅に増加しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107480.html>

2. 2018 年度の温室効果ガス排出量(速報値)について (2019. 11. 29 環境省)

2018 年度、温室効果ガスの総排出量(CO2 換算)は 12.4 億トン(前年度比▲3.6%)と減少しました。主な要因は、これまでと同様に電力の低炭素化やエネルギー使用量そのものの減少によるものでした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107410.html>

3. 水銀に関する水俣条約第 3 回締結国会議が開催されました (2019. 12. 2 経産省)

題記会議(COP3)が 11 月 25 日から 29 日まで、スイス・ジュネーブで開催され、運営に係る事項や技術的ルールが話し合われました。水銀添加製品を定める「付属書 A」や水銀等を使用する製造工程を定める「付属書 B」の見直しに向けた情報収集や廃金属水銀等及び水銀使用製品廃棄物は濃度の閾値を設けず水銀廃棄物とすること、水銀汚染物の濃度閾値は引き続き検討を行うこと等が合意されました。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191202006/20191202006.html>

4. 容器包装リサイクル法に基づく 2020 年度以降の分別収集見込量の集計結果について

(2019. 12. 12 環境省)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく、2020 年度を始期とする 5 年間の市町村分別収集計画の策定状況が公表されました。品目別収集を実施する市町村割合(全市町村数 1741 に対し)を 2024 年度予測で見ると、ガラス製容器及びペットボトルは 99%(2020 年度比±0)、プラスチック製容器包装は 80.3%(同+0.5)、紙製容器包装は 49.7%(同+0.1)と品目により差がでました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107515.html>

5. 国内初の「LNG 燃料フェリー」が建造されます (2019. 11. 20 国交省)

2020. 1. 1 より海洋汚染防止法施行令が改正され、船舶の排出ガス中に含まれる硫黄酸化物(SOx)や SOx から生成される粒子状物質による、人や環境への悪影響の防止を目的とした船舶燃料油の硫黄分濃度に係る規制強化(3.5→0.5%以下)が実施されます。今般、株式会社 商船三井はこの規制に対応する LNG 燃料フェリーを建造します。LNG は従来の重油と比較して SOx の排出量がほぼゼロで、CO2 排出量の 20% 以上低減が見込めます。

〈参考〉国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000141.html

公募情報

1. 自然を味方に、より安全で緑と水の豊かな環境で健康に暮らしませんか

「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム(仮称)」の会員募集開始 (2019. 12. 16 国交省)

国交省は、自然環境が持つ防災・減災・地域振興といった各種機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラを推進することを目的とした官民連携プラットフォームの会員を募集します。会員は、プラットフォーム総会や専門部会に任意に参加することができます。

〈参考〉国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000209.html

以 上